

「企業立地応援ガイド利活用促進業務委託」に係る募集要項

2026年4月
公益社団法人福島相双復興推進機構
産業創出グループ

公益社団法人福島相双復興推進機構では、「企業立地応援ガイド利活用促進業務委託」を実施する委託先を、以下の要領で広く募集します。

1. 事業の目的（概要）

公益社団法人福島相双復興推進機構（以下、「当機構」という。）は、福島県内被災12市町村※1（以下「相双地域」という。）の事業者の方々の事業・なりわい再建を目的に設立され、事業者の方々への個別訪問や事業再開支援等を推進してきた。とりわけ、産業創出グループでは、主に製造分野の産業集積を目指し、相双地域の地元企業向けビジネスマッチング、共同受注体の構築等を通じ、地域内における収益機会の創出に取り組んできた。現在、当該地域においては、域外企業による進出が進んでいるところ、当機構では進出企業と地元企業の取引を促し、進出企業の円滑な操業と定着をサポートするべく、相双地域内の商工会及び商工会議所の協力の下、建設業や運送業等の事業基盤関係や、宿泊業や飲食業等の生活基盤関係の企業を掲載した「企業立地応援ガイド※2」という企業情報データベースを2021年7月よりリリースしている。

本サイトについては、進出企業や立地検討企業にとって有用な情報を掲載しているものの、現状では閲覧数が十分に伸びておらず、サイトの認知度及び利活用の促進が課題となっている。

このため、本業務は、「企業立地応援ガイド」の認知度向上及び利活用促進を目的とする。

※1：「福島県内被災12市町村」とは、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村をいう。

※2：企業立地応援ガイド <https://www.fsrt.jp/supportnavi/>

2. 事業内容

- (1) 件名：企業立地応援ガイド利活用促進業務委託
- (2) 事業内容等：別紙仕様書による
- (3) 業務期間：2026年6月下旬予定(契約締結日)～2027年3月26日
- (4) 納入場所：〒960-8031 福島県福島市栄町6番6号福島セントランドビル
公益社団法人福島相双復興推進機構 産業創出グループ

3. 応募資格

応募資格：次の要件を満たす企業・団体等とします。

本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす法人とします。

- ①日本に拠点を有していること。
- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ⑤当機構からの指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑥過去3年以内に情報管理の不備を理由に当機構との契約を解除されている者ではないこと。

なお、コンソーシアム形式による申請も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が企画提案書を提出して下さい。（ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。）

4. 契約の要件

- (1) 予算規模：2,280,000円（税抜き/実費精算を除く）を上限とします。なお、最終的な実施内容、契約金額については、当機構と調整した上で決定することとします。

5. 応募手続き

(1) 募集期間

募集開始日：2026年4月28日（火）

提案書・見積書の締切日：2026年6月8日（月）12時必着

(2) 質問期限及び回答方法

- ①質問期限：2026年5月21日（木）17時迄（必着）

9. 問い合わせ先へ電子メール(様式3)により質問してください。

- ②回答方法：2026年5月25日（月）以降

弊機構ホームページ (<https://www.fsrt.jp/procurement>) に回答を掲載します。

- (3) 参加表明期限及び回答方法
2026年5月29日（金）17時（必着）
9. 問い合わせ先へ電子メール（様式任意）により回答してください。
参加表明のない方からの応募は受付いたしません。
- (4) 応募書類
- ① 以下の書類を（5）により提出してください。
 - ・申請書（様式1）
 - ・見積書（様式2参考）
 - ・企画提案書（書式任意）（参考様式あり）
 - ・会社概要等が確認できる資料（パンフレット等）
 - ・直近の財務諸表
 - ・業務委託契約書（案） ※代案がある場合
 - ② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。
なお、応募書類は返却しません。
 - ③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。
 - ④ 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。
- (5) 応募書類の提出先
応募書類はメールにより9. 記載のE-mailアドレスに提出してください。
※資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。
※1度に受信できるファイルサイズは10MBが上限となります。10MBを超える場合は、複数回に分けて送信してください。
- (6) 秘密保持
契約書案記載の「秘密保持」については、契約成立のいかんに関わらず、入札者および当機構双方の遵守事項とする。
業務委託仕様書、業務委託契約書（案）ならびにその他の添付書類、および入札者・当機構間で行われた情報提供による秘密情報（個人情報を含む。）についても同様の扱いとする。
6. 審査について
- (1) 決定方法
応募者の価格が予定価格の制限内であり、かつ、総合評価の方法によって得られた数値の最も高い者を落札者とする
 - (2) 審査方法
審査にあたっては審査委員会等により審査を行い決定します。なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案にするヒアリングを実施します。
 - (3) 審査基準
以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。
 - ① 3.の応募資格を満たしているか。
 - ② 「評価項目一覧」に記載する「評価基準」に基づき審査・評価するものとする。
 - (4) 調達候補先の決定及び通知について
調達候補とされた申請者については、当機構のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。
7. 契約について
本公告に示した参加資格のない者による入札および入札に関する条件に違反した入札は無効とします。
委託候補先とされた申請者について、当機構と提案者との間で委託契約を締結することになります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、当機構との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。
契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめ御承知おきください。契約書（案）に対する代案（修正要望）がある場合は、提案書および見積書の提出にあわせて、当該代案を提出すること。この場合、添付の契約書（案）基にWordの校閲機能等を使用し、修正箇所が明確に判断できるよう作成のうえ提出すること。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますのでご了承ください。
8. 提案書・見積書に記載すべき事項
- (1) 提案書
 - ① 業務の目的、内容

- 1 業務目的
- 2 業務内容
- 3 業務実施方法
- ② 業務実施計画
 - 1 業務実施計画
- ③ 業務実施体制
 - 1 事業実施体制
 - 2 組織としてのネットワーク・人的基盤
 - 3 業務従事予定者の専門性、類似事業実績
 - 4 業務遂行のための経営基盤・管理体制

(2) 見積書

工数および費用については、見積書に記載する。

業務実施のために交通費、出張費（宿泊費・日当）、会場費、講師謝金等（以下、総称して「経費等」という。）が必要となれば見積書に含める。

作業内容の一部を協力会社へ再委託する場合には、提案書にその範囲（再委託の理由・再委託先の名称・経歴、業務内容、再委託の金額等）を明確に記載すること。

一般管理費率は、原則として再委託費（外注費）を除く費用の10%以下とする。

ただし、10%を超える場合は、その理由（根拠）等を明記すること。

9. 問い合わせ先

〒960-8031 福島県福島市栄町6番6号福島セントランドビル

公益社団法人 福島相双復興推進機構

総務調整グループ業務調整部契約管理課

担当：高橋、綿引

E-mail : kikou-koubo_r5-4@fsr.or.jp

お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

以上

(様式1)

受付番号 ※記載不要	
---------------	--

公益社団法人福島相双復興推進機構 あて

「企業立地応援ガイド利活用促進業務」 申請書

申請者	企業・団体名	
	代表者役職・氏名	
	所在地	
連絡担当窓口	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名）	
	役職	
	電話番号 （代表・直通）	
	E-mail	